

## 貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年3月)

3月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

### ○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所在地	営業所名	営業所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	有限会社サンキョウ (法人番号7430002043377) 代表者真鍋正利	北海道石狩市花川東2条2丁目25	釧路営業所	北海道釧路市新富士町6丁目1番23号	R6.3.4	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他4件	令和05年11月7日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)事故報告書未提出(貨物自動車運送事業法第24条)、(2)点呼記録の改ざん(貨物自動車運送事業安全規則「以下安全規則」安全規則第7条第5項)、(3)運行管理者に対する指導監督不適切(安全規則第22条)	8	8
2	有限会社標栄運輸(法人番号846250500606)代表者神内好浩	北海道標津郡標津町北10条西1丁目2番3号	本社営業所	北海道標津郡標津町北10条西1丁目2番3号	R6.3.18	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他3件	令和05年12月6日に、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の未実施(安全規則第7条第1項、第2項)(3)点呼記録の記載事項不備(安全規則第7条第5項)(4)運転者に対する指導及び監督に係る記録記載事項不備(安全規則第10条第1項)	1	1
3	株式会社来和工業(法人番号9460101006544)代表者松本靖二郎	北海道河東郡音更町ひびき野中町二丁目6番地21	本社営業所	北海道河東郡音更町ひびき野中町二丁目6番地21	R6.3.18	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号 他7件	令和05年10月18日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)自動車車庫の位置及び収容能力違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)(3)定期点検整備等の未実施(安全規則第3条の2)(4)運行指示書の作成、指示又は携行の義務違反(安全規則第9条の3第1項から第3項)(5)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督について一部不適切(安全規則第10条第1項)(6)特定運転者に対する適性診断未受診(安全規則第10条第2項)(7)運行管理者の講習未受講(8)事業報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	3	3
4	ワイケイ・コーポレーション有限会社(法人番号8430002043806)代表者小林幸男	北海道札幌市手稲区新発寒7条7丁目2-1	函館営業所	北海道北斗市清水川142-11	R6.3.18	輸送施設の使用停止(35日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2 他5件	令和05年12月6日に、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)～(4)定期点検未実施(安全規則第3条の2)(5)点呼記録の記載事項不備(安全規則第7条第5項)(6)運転者台帳記載事項不備(安全規則第9条の5第1項)	4	4
5	辻商事株式会社(法人番号6430001050210)代表者佐藤英紀	北海道札幌市白石区川下638番地18	札幌営業所	北海道札幌市白石区川下638番地35	R6.3.18	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他5件	令和05年12月1日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)12月点検の未実施(安全規則第3条の2)(3)運行記録計の改ざりなし(安全規則第9条)(4)事故の記録なし(安全規則第9条の2)(5)特定運転者に対する適性診断未受診(安全規則第10条第2項)(6)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	4	4

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年3月)

3月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所在地	営業所名	営業所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
6	株式会社アイジェント (法人番号7430001077649) 代表者曾田恭亮	北海道空知郡南幌町南20線西21番地	本社営業所	北海道空知郡南幌町南20線西21番地	R6.3.18	輸送施設の使用停止(53日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 他12件	令和05年5月16日及び5月18日に、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)運送約款無掲示(貨物自動車運送事業法(以下「法」)第11条)(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)(3)定期点検未実施(安全規則第3条の2)(4)点検整備記録簿等の保存なし(安全規則第3条の2)(5)点呼の未実施(安全規則第7条第1項、第2項)(6)点呼記録の記載事項不備(安全規則第7条第5項)(7)乗務等の記録の記載事項不備(安全規則第8条)(8)事故の記録の記載事項不備(安全規則第9条の2)(9)運転者台帳未作成(安全規則第9条の5第1項)(10)運転者台帳記載事項不備(安全規則第9条の5第1項)(11)特定運転者に対する適性診断未受診(安全規則第10条第2項)(12)事業実績報告書未提出(法第60条第1項)(13)車体表示未表示(道路運送法施行規則第65条)	6	6
7	有限会社谷江興業(法人番号9430002046584)代表者谷江正巳	北海道江別市野幌若葉町8番地の40	本社営業所	北海道江別市野幌若葉町8番地の40	R6.3.18	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 他12件	令和04年7月29日、11月7日、令和5年1月19日及び3月8日に関係機関からの情報を端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)自動車車庫の位置及び収容能力違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)(2)運送約款無掲示(貨物自動車運送事業法(以下「法」)第11条)(3)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(4)乗務時間等告示の遵守違反(1運行144時間)(安全規則第3条第4項)(5)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条の2)(6)点検整備等の未実施(安全規則第3条の2)(7)点呼未実施(安全規則第7条第1項から第3項)(8)点呼記録の記載事項不備(安全規則第7条第5項)(9)乗務記録記載自交不備(安全規則第8条)(10)特定運転者に対する適性診断未受診(安全規則第10条第2項)(11)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	6	6
8	株式会社スターライトエクスプレス(法人番号8430001051413)代表者新井康太	北海道小樽市銭函1丁目32-33	本社営業所	北海道小樽市銭函1丁目32-33	R6.3.18	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条 他7件	令和05年8月4日、行政処分に対する改善未報告を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)自動車車庫の位置及び収容能力違反(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)(3)整備管理者研修未受講(安全規則第3条の4)(4)運行記録計の改記録なし(安全規則第9条)(5)運転者台帳記載事項不備(安全規則第9条の5第1項)(6)運行管理者講習未受講(安全規則第23条第1項)(7)社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入であったこと。(施行規則第14条第2号)(8)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	6	6

